

39円17銭 (140円78銭高)
X
833.72 (6.88銭高)
32~95銭 (30銭安)

ソーシャルビジネスで

ソーシャルビジネスの例

いろいろ	高齢者農家が果や草花を摘み、料亭やホテルの料理向けに出荷
フローレンス	子育ても終えた高齢者スタッフ登用し、育児預かり保育事業を展開
アパルティ	無農薬有機栽培の綿を使った布製品の企画、生産、販売
コムサロン21	人材や資金、アイデアを結びつけ、特産品販売などで地域を活性化
ファーストリテイリング(ユニクロ・ソーシャル・ビジネス・ Bangladesh)	Bangladeshにおける衣類の企画、生産、販売
ヤマト運輸(スワン)	障害者雇用によるパンの製造販売チェーンの構築

11月までと研究を立ち上げ

全国団体の名前は「ソ」として決定を促す。異なる団体の団体は地域ごと「ワーク(仮称)」で、近頃は一定の成果を上げていくソーシャルビジネスの事例が増えている。経営者は全国規模で関係者を組織し、情報を集約や発信、事業支援、政策提言をする民間団体

政府は10日、雇用対策などを柱とする追加経済対策を閣議決定した。対策を閣議決定した。3段階構成になっており、まず円高・デフレに

円高・デフレ緊急対応

追加経済対策 雇用20万人創出 閣議決定

追加経済対策には円高の急激な進行と長期化に

現に円高、さらなる影響を0.3%押し上げるとともに20万人の雇用を創出する見込みである。

第一段階では財源として10年度予算の「経済危機対応」地域活性化予備費の未使用分から約150億円を充てる。「雇用創出」を主眼とする。

具体的には既卒者を雇用したり、トライアル雇用を行ったりする企業に奨励金を支給するなど、新卒者を中心とする雇用創出を促す。中小企業に

雇用創出効果が高い施策を実施する。

追加経済対策の主な項目

【雇用】
▷既卒者採用企業への奨励金創設▷既卒者の試験的雇用を行う企業への奨励金創設▷重点分野における若年者の雇用機会創出▷中小企業への金融支援▷法人実効税率引き下げ、年末の税制改正論議で結論▷雇用促進のための企業減税

【消費】
▷家電エコポイント制度延長(11年3月まで)▷住宅エコポイント制度延長(11年12月まで)▷優良住宅取得支援制度(フラット35S)の金利引き下げ延長(11年12月まで)

【規制緩和】
▷大規模太陽光発電設備の建築確認を不要に▷電気自動車用の充電ステーション開設基準の明確化▷「医療滞在ビザ」の年内新設

【規制緩和】
▷大規模太陽光発電設備の建築確認を不要に▷電気自動車用の充電ステーション開設基準の明確化▷「医療滞在ビザ」の年内新設

【規制緩和】
▷大規模太陽光発電設備の建築確認を不要に▷電気自動車用の充電ステーション開設基準の明確化▷「医療滞在ビザ」の年内新設

【規制緩和】
▷大規模太陽光発電設備の建築確認を不要に▷電気自動車用の充電ステーション開設基準の明確化▷「医療滞在ビザ」の年内新設

【規制緩和】
▷大規模太陽光発電設備の建築確認を不要に▷電気自動車用の充電ステーション開設基準の明確化▷「医療滞在ビザ」の年内新設

【規制緩和】
▷大規模太陽光発電設備の建築確認を不要に▷電気自動車用の充電ステーション開設基準の明確化▷「医療滞在ビザ」の年内新設

企業の環境対策に優先順位を付けた場合、生物多様性保全の位置付けはまだ低い。中小企業はなおさらだ。住工混在地域にある町工場が操業を継続しようとするなら、まずは騒音や振動、悪臭などの公害対策に気を配る必要がある。部品工場にとっては化学物質管理が何よりも欠かせない。最近では温暖化対策の圧力も強まっている。

自発的に対策

ただ、こうした状況の中でも進んで生物多様性保全に取り組む中小企業が出てきた。建設廃材の

がれき類の運搬と中間処理を手掛ける黒姫(東京都足立区)は、本社と千葉県内の処理施設周辺の

生態系調査に乗り出した。渡辺明彦社長は「地域で暮らす生き物に適した樹木を植えるなど、一歩進んだ対策を実行したい」と話す。

事業活動を通じて社会的課題の解決に貢献することを経営理念に掲げ、生物多様性保全はその一環。全社員で意識を共有するため、保全活動の推進員を3人選抜する力の

入れようで「長期的に自社のブランド価値向上につなげたい」(渡辺社長)としている。

取引先に波及
同社のような自発的な活動の一方で、今後は大手企業の生物多様性保全対策が取引先である中小企業に波及することも考えられる。アマタ持続可能経済研究所(東京都千代田区)の伊沢あらた京都研究所長兼上級研究員は「部品や原材料は、製

品と運命共同体」と話し、大手メーカーの要請で中小のサプライヤーが対策せざるを得なくなる

状況を予想する。実際、電機や住宅業界などで調達基準に生物多様性を追加するメーカーが出始めた。

自発的か半強制的か、どちらにしても国内企業の大半を占めている中小企業の取り組みが進まなければ、産業界全体の生物多様性保全レベルは上がらない。日本経団連と

日本商工会議所、経済同友会の経済3団体は保全活動を進める企業のすそ野を広げるため、10月の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に合わせて企業連携組織「生物多様性民間参画パートナーシップ」を設立する。

参加要件緩和
2年前のCOP9でも、議長国のドイツ政府主導で同様の企業連携組織「ビジネスと生物多様性(B&B)イニシアティブ」が設立された。ただ同イニシアティブは生物多様性の評価指標の作成や保全目標の設定を企

業に求めるなどハードルが高く、これまで41社の参加にとどまっている。日本のパートナーシップは同イニシアティブの趣旨は受け継ぎつつ、中小企業も加入できるように参加要件を緩和。全15項目ある行動指針のうち、一つでも実践していれば参加できるようにした。設立時の参加企業・団体数は400強に上る見通しで、COP10を契機に大手と中小が一体となった取り組みの推進が期待される。

「地球を守る」取材班

第8部おわり。第9部は10月5日から掲載します。

第8部 生物多様性 ⑤

生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針(抜粋)

●生物多様性や自然の恵み(生態系サービス)の重要性を認識し、経営の基本に反映させる

●事業計画の立案等にあたっては、関係する国内外の生態系、地域社会に及ぼす影響などに配慮する

●自らの事業活動による生物多様性への影響の把握・分析、及び事業の進め方の改善に努める

●自らの事業活動はもとより、商品・サービスのライフサイクルにも着目した省資源、省エネルギー、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を、継続的に推進する

●自然の摂理と伝統に学ぶ技術開発を推進し、生活文化のイノベーションを促す

●生物多様性保全に寄与する技術の開発、普及に努める

●NGO、教育・研究機関、地方自治体等とのコミュニケーションの拡充、連携・協力を努める

●従業員に対する自然環境教育を、地域社会、NGO等と連携して、積極的に実施する

第8部おわり。第9部は10月5日から掲載します。